

老発 0311 第 2 号
令和 3 年 3 月 11 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

昨年 12 月 22 日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和元年度の調査結果を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については相談・通報件数は 2,267 件、虐待判断件数は 644 件でありいずれも過去最多、養護者による虐待については相談・通報件数は 34,057 件で過去最多、虐待判断件数は 16,928 件で前年度からは微減したものの、高止まりの傾向が続いている。

高齢者虐待の相談・通報窓口、事実確認、適切な措置等は自治体が担うこととなっており、平成 27 年 2 月 6 日付け老発 0206 第 2 号、同年 11 月 13 日付け老発 1113 第 1 号、平成 28 年 2 月 19 日付け老発 0219 第 1 号、平成 29 年 3 月 23 日付け老発 0323 第 1 号、平成 30 年 3 月 28 日付け老発 0328 第 2 号、平成 31 年 4 月 1 日付け老発 0401 第 9 号及び令和 2 年 3 月 24 日付け老発 0324 第 4 号において、法に基づく対応の強化等について依頼しているものの、高齢者虐待は依然として増加傾向です。

つきましては、これらの通知に加え、改めて下記にご留意の上、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に、一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知及び支援並びに関係団体・機関及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知及び指導を徹底していただくようお願いします。

記

【本通知の要点】

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

虐待の傾向や特徴、取組状況等を検証・分析、迅速かつ適切な事実確認、性的指向・性自認を理由として被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置、都道府県と市町村との連携強化、介護施設等への改善指導（勧告）に対する改善計画（取組）に対するモニタリングや死亡事案での事後検証や再発防止等に向けた取組の実施

2 介護施設等における虐待防止体制等の整備

(1) 指定介護保険サービスにおける運営基準の改正への対応

運営基準の改正により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけることとしており、都道府県において、介護施設等が虐待防止体制を確実に整えられるよう適切な指導等の実施

(2) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

制度未実施市町村への事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等のメニューの対象化や住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけ

3 新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応

外出自粛等により高齢者が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすこと等により、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され、養護者の介護疲れなどの要因が影響し、高齢者虐待の発生・深刻化が懸念されるため、見守りの実施や、地域包括支援センター等による訪問や電話等での状況確認など、市町村、都道府県、関係団体等が連携・協働し対応するよう留意

4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

市町村の対応について改善が必要と認められる場合等の適切な支援・助言や注意喚起

5 高齢者権利擁護等推進事業の活用

令和3年度に虐待の再発防止・未然防止策の検討のための会議の設置を補助対象として追加することによる市町村・都道府県の再発防止・未然防止策への反映。

その他、虐待対応部局の実務者等で構成される会議の設置等による、より一層の都道府県と市町村の連携強化や積極的な高齢者権利擁護等推進事業の活用

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

当該調査結果については、各都道府県に対し、都道府県・管内市町村の確定データを提供しています。

虐待の増加要因等について分析が不十分である都道府県・市町村もあり、当該データの活用により、傾向や特徴、取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた虐待の未然防止策を講じることが重要です。

特に、過去に何らかの指導等の対応が行われていた施設・事業所において、繰り返し虐待等が生じていることから、初回の指導等において、虐待等の再発防止策の構築について取り組んでいただくようお願いします。

また、事実確認を行っていない事例が多く報告されていますが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は高齢者虐待に係る通報等を受けたときには、速やかに事実確認を行うこととされていることから、高齢者の生命や身体の安全確認や虐待の有無を判断するために必要な情報を収集するとともに、警察OBや専門職を積極的に活用し、迅速かつ適切な事実確認・対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、十分な感染対策を実施した上で、原則として、高齢者本人への訪問等による高齢者本人の安全確認や事実確認等をお願いします。

さらに、LGBTのような性的指向・性自認を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

とりわけ、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法・老人福祉法上の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分情報共有・連携を図ることが重要であり、介護施設等への改善指導（勧告）に対する改善計画（取組）については、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防止に向けた改善取組を評価することが不可欠です。

死亡事案については、事前に相談・通報がなく、事案の発生を警察発表や報道等で事後に把握した場合に特段の対応を行っていない自治体もあることから、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無や緊急性を判断するとともに、事後検証を実施し、再発防止等に向けた取組を検討・実施するよう、これまでお願いしているところです。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、都道府県と市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応に努めていただくようお願いします。

2 介護施設等における虐待防止体制等の整備

（1）指定介護保険サービスにおける運営基準の改正への対応

令和3年4月1日より、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）を施行し、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけることとしました。

当該規定は、3年の経過措置期間が設けられていますが、令和3年4月1日から努力義務として施行されることから、各事業所においては、虐待防止の体制整備についての推進が求められているところです。

都道府県においては、「高齢者権利擁護等推進事業」（権利推進員養成研修）等を活用し、養介護施設従事者等に対する研修を実施していただき、介護施設等における虐待防止に係る研修の実施等の虐待防止体制を中心的に担う人材育成に積極的に取り組んでいただくとともに、介護施設等が虐待防止体制を確実に整えられるよう適切な指導をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、権利擁護推進員養成研修等の研修を継続して実施いただくよう、ICTを活用した研修の実施についても積極的に検討をお願いします。

なお、介護施設等の研修については、介護施設等において円滑に研修が可能となるよう、令和2年度老健事業により虐待防止研修プログラムの開発（研修教材含む。）を行い、公表することとしており、こちらも活用しながら取組を進めていただきますようお願いします。

また、小規模な介護施設等においては、虐待防止検討委員会や虐待防止に係る研修の開催に、委員や講師等の人材確保等の面で支援が必要な場合もあり、この点について、地域包括支援センター等により御協力いただくことも考えれることから、都道府県・市町村におかれても御配慮をお願いします。

国においては、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備等の体制整備についての取組事例等を収集し、介護施設等が取り組むための調査研究事業を令和3年度中に実施する予定であることを申し添えます。

(2) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

また、介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性があります。

風通しの良い環境を作り出すためには、介護施設等の施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的であり、具体的には、介護保険の地域支援事業の任意事業である介護サービス相談員派遣事業（※）の実施が考えられます。

しかしながら、実施市町村は3割程度に留まっているところであり、国においては、令和2年度に、派遣対象として有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅への拡大や、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における研修費用への助成をメニュー化するなど、同制度の推進を図ったところです。

都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村への事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費費用等のメニューの対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけを引き続きお願いします。

（※）介護サービス相談員派遣等事業：地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

3 新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応

当該調査結果については、調査対象期間が令和2年3月末であったため、新型コロナウイルス感染症による虐待判断件数への影響は限定的となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛や、通所介護、短期入所生活介護の利用回数の変更などにより、多くの高齢者の方が、外出を控え、居宅で長い時間を過ごすことが想定されています。そして、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され、高齢者を取り巻く家庭内での人間関係、養護者の介護疲れなどの要因が影響し、高齢者虐待の発生・深刻化が懸念されるところです。

この点、市町村が高齢者虐待の防止・虐待対応を、関係者とも連携しつつ適切な支援を行うよう、以下の事項に留意し、都道府県においては管内の市町村に周知徹底を図るとともに、「高齢者権利擁護等推進事業」等も活用しながら必要な支援をお願いいたします。

- (1) 高齢者虐待の発生・深刻化の防止の観点から、高齢者虐待防止に向けた啓発に取り組むことや在宅の一人暮らし高齢者等の地域での見守りとともに、養護者が地域で孤立化しないよう、高齢者と同居する家族等の状況、適切な介入の必要性等の状況を勘案し、適切に見守り等を実施すること。
- (2) 外出自粛要請が長期化することで、高齢者本人や同居する家族等の負担が増すことにより、高齢者虐待が発生し深刻化するリスクが高まることが考えられるところから、例えば、介護保険サービス等の利用が減り代替サービスの利用がない、サービスの利用を増やすことが必要だが困難であることなどの状況が把握されている場合については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等による訪問（※）や電話等での状況確認や、フォーマル・インフォーマルサービスを含めた代替サービス活用の可能性を検討すること。
- (3) 高齢者の保護や虐待の事実確認等、市町村等が行う養護者及び養介護施設従事者虐待対応に困難が生じる場合は、都道府県や関係団体などと連携・協働し対応すること。

（※）訪問については、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で実施するよう職員、事業者等に周知徹底していただくほか、電話やメール等による方法を適宜活用してください。

4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引（※）による高齢者の被害については、市町村において、法第27条の規定に基づき、相談に応じ、消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、都道府県には平成27年に通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署・機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところです。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、引き続き適切な支援・助言や注意喚起をお願いします。

（※）財産上の不当取引：養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不正に財産上の利益を得る目的と高齢者と行う取引

5 高齢者権利擁護等推進事業の活用

養護者及び養介護施設従事者等による虐待のうち、死亡等重篤事案等の虐待が発生した事案の要因分析及び虐待対応を評価・検証を行い、再発・未然防止策の検討を行うための会議等を設置し、弁護士や社会福祉士などの専門職等を派遣する事業を令和3年度に新たに当該事業の補助対象として追加することを予定していますので、より一層効果的な市町村・都道府県の再発防止・未然防止策として反映していただきますようお願いします。

なお、令和元年度の当該調査において、市町村が都道府県からの支援を求める意見もあったことから、令和2年度に補助対象とした都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議の設置等により、養介護施設従事者等による虐待における連絡・対応体制の構築（特に死亡事案等重篤事案の初動期段階）や個別の虐待事案に関する定期的な情報共有などについて、より一層の都道府県と市町村の連携強化を図っていただきますようお願いします。

また、当該事業は、令和元年度に養護者による虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例において、市町村・介護支援専門員等と連携の下、弁護士・社会福祉士・医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）についても補助対象として拡充したところです。新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、高齢者本人及びその家族が孤立しないためにも、積極的に当該事業をご活用いただきたいので、管内市町村への更なる支援をお願いします。